

工業経営研究学会ホームページ管理細則

(目的)

第1条 この細則は、工業経営研究学会（以下本会という）のホームページ <http://www.asimj.jp>（以下学会ホームページという）を設置し、その円滑な管理・運営を図ることによって、会員への情報通知を正確かつ迅速に行い、会員サービスの向上に努め、本会の活動の一層の発展に寄与することを目的とする。

(ホームページの設置、管理運営担当者、更新等)

第2条 学会ホームページの設置およびその管理・運営業務を学会ホームページ・関連学会調査委員会(以下委員会という)に委託する。

2 学会ホームページの更新作業等を円滑に進めるため、委員会の中に学会ホームページ担当幹事(以下担当幹事という)を選任し、担当幹事が中心となって責任を持って更新作業を行い、更新依頼者と、委員会、学会事務局に更新結果を速やかに報告するものとする。

第3条 担当幹事は、学会ホームページの設置および管理・運営に関する事務を統括する。ただし、事務の内容には、学会ホームページに掲載するメールアドレスならびに会員用メーリングリストの設定および管理・運営を含む。

2 担当幹事は、学会長、学会事務局、各種委員会、部会・分科会の長の依頼によりホームページの更新を行う。

3 委員会、担当幹事が特に認めた者以外は、学会ホームページの更新指示を行うことはできない。ただし、更新には、新文書等の掲載、既掲載文書等の差し替え・変更・削除、掲載箇所の移動・変更、リンク先の設定・変更・削除などを含む。

4 学会ホームページの更新指示は、担当幹事宛に電子メールおよび添付ファイルで行うものとし、更新指示の際に次の各号を合わせて明示する。添付ファイルの書式は原則としてWORDとし、TEXT また PDF でも可とする。

5 ダウンロード用ファイルは、原則としてPDFファイルとし、申請書のように書き込みが必要なものはWordやExcel形式を指示することができる。

6 学会ホームページには、バナーなどの商用広告掲載ほか営利目的につながる内容を掲載することはできない。

(部会・分科会ホームページ)

第4条 各部会・各分科会のホームページ（以下部会・分科会ホームページという）を学会ホームページの設置されたサーバー内に設置することができる。

2 委員会は、部会や分科会よりホームページの開設の希望があったとき、部会・分科会のホームページ担当者にホームページ管理権を与え、必要な情報を与える。

3 学会ホームページ担当者や担当幹事は、部会・分科会のホームページが不適切に運用されていると認めた場合には、当該部会・分科会へ是正勧告を出し、従わない場合には当該ホームページ管理権を剥奪し、当該ホームページを閉鎖すること

ができる。

(メールアドレス)

第5条 学会ホームページには、ウィルス等のセキュリティ対策上、原則として個人等のメールアドレスを掲載しない。

(ホームページのリンク)

第6条 学会ホームページと外部のホームページとのリンクについては、委員会がその可否を判断する。

付則 この細則は2013年9月1日より施行する。